

長崎県建設工事標準請負契約書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第35条 略 (前払金の使用等)</p> <p>第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金の総額の100分の25とする。</p>	<p>第1条～第35条 略 (前払金の使用等)</p> <p>第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、<u>労働者災害補償保険料及び保証料</u>に相当する額として必要な経費以外の<u>支払い</u>に充当してはならない。</p>